



平 25 年 11 月 28 日

各 位

株式会社雪国まいたけ
代表取締役社長 星 名 光 男
(コード番号 1378 東証第2部)
問合せ先 取締役兼執行役員
管理本部長 吉川 博 志
(TEL. 025-778-0111)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、平成25年11月14日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第502条第1項第1号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせ致します。

別添書類：改善報告書

以 上

改善報告書

平成25年11月28日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 清田 瞭 殿



代表取締役社長 星名光男



このたびの過年度有価証券報告書及び内部統制報告書等の訂正の件について、有価証券上場規程第502条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

目次

I.	本件訂正報告書の提出に至った経緯及び訂正内容.....	2
1.	過年度決算訂正の内容及び対象.....	2
2.	過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因.....	2
	（1）発覚した経緯.....	2
	（2）社内調査委員会の構成.....	3
	（3）調査期間.....	3
	（4）調査事項.....	3
	（5）本件調査の方法等.....	4
	（6）修正事項の概要.....	4
II.	改善措置.....	9
1.	不適正開示の発生原因の分析.....	9
	（1）資産購入プロセスの問題点	9
	（2）土地取得に係る会計処理の問題点.....	9
	（3）減損処理プロセスの問題点.....	10
	（4）広告宣伝費等に関する業務プロセスの問題点.....	11
	（5）コンプライアンスの問題点.....	11
	（6）取締役の業務執行の問題点.....	12
	（7）職務権限規程等の不備.....	12

(8) 執行役員制度のあり方.....	12
(9) 監査役会の問題点	13
(10) 内部監査の問題点.....	13
(11) 内部通報制度の問題点	13
2. 再発防止に向けた改善措置.....	13
(1) 業務プロセスの改善.....	13
(2) 遊休資産判定プロセスの見直し.....	16
(3) コンプライアンス経営の推進	17
(4) 各種規程の見直し.....	18
(5) 取締役会及び監査役会の更なる活性化.....	18
(6) 内部監査機能の強化.....	18
(7) 執行役員制度の見直し	19
(8) 内部通報制度の周知徹底	19
(9) 改善措置の実施スケジュール	19
Ⅲ. 不適正な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識.....	19
(別紙1) 訂正による過年度業績への影響	20
(別紙2) 改善措置の実施スケジュール	26

I. 本件訂正報告書の提出に至った経緯及び訂正内容

1. 過年度決算訂正の内容及び対象

当社は、平成25年11月5日付「社内調査委員会の調査報告書の受領及び当社の対応について」において開示いたしました社内調査委員会の調査結果に基づき、「第26期事業年度・四半期会計期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日ただし、第1四半期会計期間を除く）から第31期事業年度・第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日）の過年度決算の訂正を行いました。決算訂正を行うにあたり、訂正に足る根拠と訂正数字の確認をし、各決算期において訂正を行いました。なお、平成21年3月期以前の事象による影響は、平成21年3月期の期首の利益剰余金に反映いたしました。

これらの過年度決算訂正の内容及び業績に及ぼす影響については、「（別紙1）訂正による過年度業績への影響」のとおりとなります。

2. 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

（1）発覚した経緯

当社は、平成 25 年 6 月上旬に、当時の当社取締役（平成 25 年 6 月 27 日に開催された定時株主総会の終結をもって退任）から当社の監査役に対して、当社の会計処理に関する疑義を指摘する文書（以下「告発文」という）が送付されたことを契機として、告発文に記載された事項に限定して、当社の過去の会計処理についての社内調査を開始いたしました。

その後、平成 25 年 8 月 27 日、告発文に記載された事項に関して、証券取引等監視委員会による立入調査を受けるとともに、金融商品取引法第 26 条に基づく報告を求められました。

当社は、社内調査の結果及び証券取引等監視委員会の指摘を踏まえ、過去に不適切な会計処理が行われていた疑義が生じたことから、不適切な会計処理の実態、原因分析及び責任の所在を明確にするとともに再発防止策の立案等が必要であると判断し、平成 25 年 10 月 18 日、当時の当社取締役星名光男（平成 25 年 6 月 27 日に開催された定時株主総会で取締役に選任されており、過去の決算に関与していない。現在は当社代表取締役社長）を委員長とする社内調査委員会（以下「本調査委員会」という）を設置し、公正な調査を進めることといたしました。

（２）社内調査委員会の構成

本調査委員会の構成は、以下のとおりであります。

委員長：星名 光男（当社取締役）

委員：川村 博（当社社外監査役）

委員：竹中 徹（竹中徹公認会計士事務所 公認会計士）

委員：渋谷 卓司（西村あさひ法律事務所 弁護士）

なお、調査委員のうち、公認会計士竹中徹、弁護士渋谷卓司はいずれも当社と業務上の契約関係などの利害関係を有しておりません。

（３）調査期間

本調査委員会は、平成 25 年 10 月 18 日から平成 25 年 11 月 4 日まで本件調査を行いました。（以下「本件調査」という）

（４）調査事項

本調査委員会は、証券取引等監視委員会からの指摘等を踏まえて次の事項に限定して本件調査を実施いたしました。（以下「調査事項」という）

- ① 滋賀県近江八幡市（以下「近江八幡市」という）における工場進出のための土地取得関連支出の内容

② 減損会計基準導入時の不動産の減損処理の要否

③ 平成 23 年 9 月 10 日付で締結された広告宣伝業務委託契約に係る会計処理

(5) 本件調査の方法等

① 関係者に対するヒアリング

近江八幡市の土地取得関連取引に関しては、当時の土地関連取引の後処理に関わったとされる社内関係者のうち、前社長、当該契約の担当者、当時の経理部長、当社が土地の取得斡旋を依頼した外部関係者にも事実関係の把握のための聴取を行いました。なお、当時の一部の社内関係者については、退職しているとの理由により、聴取を行うことができませんでした。

減損処理の要否に関しては、社内関係者のうち、当時の経理担当者に不動産の利用状況・利用計画などの現状確認のため聴取を行いました。なお、当時の社内関係者のうち退職者については、聴取を行うことができませんでした。

広告宣伝委託契約に関しては、契約締結に関与した担当者的上司、当該契約の取締役会決議に参加した役員及び社内関係者から契約締結の経緯について聴取を行いました。なお、当該契約を締結した担当者については、既に退職しているとの理由により、聴取を行うことができませんでした。

② 内部資料の収集及び精査・分析

調査事項に関連する契約書、出納記録、会計元帳、打ち合わせメモ、取締役会議事録、経営会議議事録、その他関係資料の提供を受けて、精査・検討を行いました。

(6) 修正事項の概要

以下に上記の検討結果に基づき、決算訂正の詳細と訂正に至った経緯・原因について記載いたします。

なお、動機については、当時の関係者が多数退職していること、ヒアリングを行った社長以下、当時の関係者からも明確な回答を得られなかったことにより、特定することができませんでした。

① 土地取得価額について

当社は、平成 7 年頃から、生産及び物流拠点を関西地区に設置する計画を有していましたが、平成 7 年 4 月頃に近江八幡市東町の候補地を紹介され、開発業者が所有する会社の 1 社と関西地区における 70,000 坪の工場用地 (1

坪あたり 30,000 円以下) の取得に関するコンサルテーションを対価 60 百万円で依頼する旨のコンサルティング契約を締結いたしました。

しかし、開発業者と近江八幡市の協議により、土地規制の問題から近江八幡市東町では当社が予定している開発が困難であることが判明したことから、別途候補地を近江八幡市から紹介され、前社長による現地視察等を経て、開発を進めることとなりました。開発業者の会社が地権者から土地を取得し、埋立整地後、工場建設・稼働に必要な行政許可を得た後、当社に総額 2,030 百万円(坪あたり 29,000 円)で当社に転売する予定でありました。開発業者の会社に平成 7 年 10 月から平成 9 年 6 月までの間に手付金、中間金、仲介手数料及び開発申請諸費用等 716 百万円を支払い、全額を建設仮勘定に計上しておりました。しかし、近江八幡市から紹介された津田地区については、総合保養地域整備法の関係上、リゾートとしての開発を行う必要があったことから、農業公園を中心とした施設とすることでリゾートとしての体裁を整えました。

平成 9 年 6 月頃から、当社も近江八幡市及び滋賀県との協議に参加するようになったところ、かかる計画の実現性等について厳しい指摘を受けたため、当社は、近江八幡市への進出計画を中止いたしましたが、既支出額について費用として処理することなく、建設仮勘定に計上したままでありました。

当社は、開発業者に対し近江八幡市への進出費用の返還を求めましたが、開発業者から、他の候補地を探し、その収益の中で返還することの提案がなされたため、結果として当社は 716 百万円の費用処理を行いませんでした。

その後、当社は、同じ開発業者から竜王町の土地を代替候補地として紹介され、平成 12 年 12 月から具体的な土地の取得に向け準備を進め、当社、竜王町及び竜王町大字山面区との間で、大字山面区が調整してとりまとめた土地を当社が取得する旨の工場進出に係る基本協定を平成 13 年 2 月に締結いたしました。

平成 13 年 4 月の経営会議(常勤取締役で構成し、経営に関する重要事項を協議することを目的とする会議体)で「滋賀工場の土地売買契約の締結」について審議を行いましたが、当社は、竜王町の土地を 1,006 百万円で直接購入する事が可能であったにもかかわらず、建設仮勘定に計上していた近江八幡市の用地取得にかかった費用 716 百万円を竜王町の土地取得価額に上乗せした 1,722 百万円で、開発業者の会社を経由し、取得しました。これは、先行投資を回収できない恐れがあったため、近江八幡市の用地取得にかかった 716 百万円の費用処理を避ける目的で決議されたことが、当時の資料から推認されます。

上記のことを踏まえ、滋賀工場の土地取得価額に関して訂正が必要と判断し、過年度分の決算書類まで遡及して訂正することといたしました。

② 一部事業用資産の減損処理の必要性

当社は、日高配送センター及び日高工場、西新宿 YM ビルについて、減損会計基準導入当時の減損の認識に証券取引等監視委員会から疑義ある旨の指摘があったことから、当時の利用状況や利用計画を検証し減損の必要性について再検討を行い、訂正が必要と判断したため、過年度分の決算書類まで遡及して訂正することといたしました。

a. 日高配送センター及び日高工場の減損処理について

日高配送センター（土地 277.74 m²、建物 74.37 m²）は、配送トラックの配送拠点として使用することを目的に昭和 62 年 7 月に取得し、配送トラックの配送拠点、ドライバーの休憩施設として使用を開始いたしました。その後、大口ユーザーに対する直接納入方式が中間倉庫納入方式に切り替わったことにより、平成 14 年 10 月に配送センターを閉鎖し、現在に至っております。

日高工場は、まいたけ生産工場の建設を予定しており、前社長個人が平成元年から 2 年にかけて農地を購入し、その後、開発許可を得てまいたけ工場の建設を行い、平成 6 年から当該物件を前社長から賃借し、まいたけの生産を開始いたしました。その後、当社は、関連当事者取引の解消のために平成 11 年 3 月に当該物件（土地 6,346.99 m²、建物 259,81 m²）を前社長から購入いたしました。

しかし、日高工場の生産能力が限られていることもあり、日高配送センターを含めた物件の有効活用を検討するために、平成 12 年 9 月に工場を閉鎖し、現在に至っております。

当時の減損判定のフローは、経理部が減損対象の判定を行った後、稟議書で社長の承認を得て会計処理をしておりました。平成 18 年 3 月期から平成 21 年 3 月期までは、旧日高配送センターと旧日高工場は、配送センターとして使用する見込みがありましたので、全社共用資産としてグルーピングし、共用資産の時価評価額が著しく下落していなかったとして減損の兆候は認識しておりませんでした。また、平成 22 年 3 月期から平成 25 年 3 月期まで、これらの資産は、配送センター及びカット野菜工場として使用する見込みがありましたので、東地区共用資産としてグルーピングし、減損の兆候はあったものの、同グループ全体の割引前将来キャッシュ・フロ

ーが帳簿価額を上回っていたため、減損処理は行っていませんでした。

日高工場及び日高配送センターの閉鎖からすでに10年が経過しており、当時は、工場閉鎖後継続して工場閉鎖後の当該資産の有効活用を検討しておりました。しかし、工場の増設あるいは物流センターとして活用する場合においても、市道への進入路（幅6m以上）の確保が必要であることを認識していましたが、進入路の工事完了は平成23年4月であったため、それまで、当該土地全体の有効活用は可能な状況となっていませんでした。

進入路の工事完了後の平成24年11月の取締役会において旧日高工場はカット野菜工場の建設、旧日高配送センターはカット野菜工場稼働後のカット野菜の配送センターとして活用する方針が決議されておりましたが、カット野菜工場の建設に当たり、地下水の取水設備の整備、浄化槽設備、排水工事など、多くの課題をクリアする必要がある、少なくとも、現在そうした課題が解消されカット野菜工場として建設されることが見込まれる状況ではないと認識いたしました。

上記資産の減損に関しては、経営会議、取締役会で将来の計画について十分に議論されないまま、経理担当者が会計年度ごとに監査法人へ具体性に欠ける将来見込みを説明することで減損回避を行っておりました。

上記のことを踏まえ平成18年3月期の減損会計導入時点に遡って当該資産は単独のグループ資産として減損を測定し、時価を上回る帳簿価額の減損処理が必要であると判断し、過年度分まで遡って訂正をすることといたしました。

b. 西新宿 YM ビルの減損処理について

西新宿 YM ビルは（土地 51.14 m²、建物 4 階建 207.01 m²）、昭和 62 年に購入し東京営業所を開設しましたが、平成 12 年 9 月に東京営業所を中央区築地へ移転し、その後、西新宿 YM ビルの改修工事を行い平成 15 年 5 月に月額 350 千円で賃貸を行っておりました。

平成 17 年 12 月に賃貸期間の中途であるにもかかわらず、テナントとの間で合意解約し、平成 18 年 2 月から営業コンサルティング並びに企業情報収集などの役割を委託していた当社顧問が事務所として使用し、同年 12 月から全社営業の西東京地区における営業活動拠点として使用を開始いたしました。

当時、西新宿 YM ビルは時価の下落により減損の兆候が認められましたが、平成 18 年 3 月期から平成 21 年 3 月期までは、東京営業所の分室として、また、営業員の配置も見込んでいたため、東京営業所共用資産としてグル

ーピングを行い、東京営業所グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため減損処理は行っておりませんでした。

平成 22 年 3 月期から平成 25 年 3 月期までは、全国的に営業活動を行う部署が主に使用することを受けて、営業グループ共用資産としてグルーピングし、引き続き減損の兆候が認められましたが営業グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたため、減損処理は行っておりませんでした。

平成 15 年 5 月から西新宿 YM ビルを月額 350 千円で賃貸しておりましたが、平成 17 年 12 月に当社の都合によって賃貸期間の中途であるにもかかわらず、テナントと合意解約し、保証金の全額を返還するとともに、即時解約による 6 ヶ月分に相当する家賃とテナントの移転先の賃料との差額 3 ヶ月分を移転費用として負担いたしました。

西新宿 YM ビルの現状の利用状況を見る限り、現在は、営業活動の拠点として使用していると認められます。しかし、平成 17 年にテナント契約の即時解除をしたにも関わらず、営業拠点として使用を開始したのは 1 年後であり、その後、わずか半年程度で無人化状態となっていることなど減損会計導入時の使用状況を総合的に勘案した場合、減損処理を回避するために一時的な利用環境を作り出したのではないかと社内調査委員会から指摘を受けました。

上述より、当該資産は単独のグループ資産として減損を測定し、時価を上回る帳簿価額の減損処理が必要であると判断し、平成 18 年 3 月期まで遡及して訂正をすることといたしました。

③ 広告宣伝業務委託契約に係る会計処理の経緯・原因

当社は、平成 23 年 10 月に広告代理店との間で、平成 23 年 9 月から平成 26 年 3 月までを契約期間として、総額 733 百万円で販売促進及び広告宣伝を委託する旨の販売促進及び広告宣伝業務契約（以下「本契約」という）を締結いたしました。当社に保管されている契約書（写し）では、具体的な業務の内訳と対価の対応関係は記載されておらず、支払条件は平成 23 年 10 月末を第 1 回（月額 24 百万円、別途営業管理費 457 千円）とした 30 回の分割支払となっており、その契約内容に基づいて平成 24 年 3 月期から平成 26 年 3 月期の期間にわたり分割して広告宣伝費として費用計上しておりました。

本契約は、契約書の原本を当社が保管し、原本の写しを広告代理店が保管することとなっておりましたが、当社に保管されているはずの原本の所在が不明であり、写しだけが保管されている状態となっておりました。

当時の営業担当者が既に退職していたため聴取を行うことはできませんでしたが、広告代理店と当時の営業担当者のメール記録から契約書には、作業内訳及び支払計画を添付することが予定されていたこと、支払計画に記載の営業管理費は、30回の分割払いに伴う延払金利であったことが判明いたしました。

添付ファイルには、本契約に基づく役務提供（テレビCMの制作・実施、新聞雑誌等への広告掲載、各種イベントの実施など）が明記されており、平成24年3月末までにほとんどが終了していることが確認されました。

今回の広告宣伝費に関しては、前社長がリーダーとして先頭指揮して進めたプロジェクトでありましたが、営業担当者は、経営トップの業績維持の意向を付渡し、無理にでもそれに応えようとした結果、役務の提供に合わせた費用計上を避け、期間按分による分割計上を画策したものと思われます。

また、今回の広告宣伝費の稟議プロセスに関しては、営業担当者と前社長を中心に進んでしまったことから、交渉過程でのマーケティング部長や営業本部長による牽制機能が働かず、また、稟議内容の確認が形式的になってしまい、結果として稟議書記載事項と実際の契約書及び添付資料との間に齟齬が生じる結果となってしまいました。また、経理部においても営業担当者からの説明のみで費用計上の時期について判断されたことが考えられます。

当社が平成24年3月期から平成26年3月期にわたって分割計上している経理処理は適正ではなく、平成24年4月以降に行われたと認められる費用を除き、平成24年3月期に一括して費用計上すべきものと判断し、過年度に遡及して訂正することといたしました。

II. 改善措置

1. 不適正開示の発生原因の分析

(1) 資産購入プロセスの問題点

平成10年までに支出した近江八幡市の土地取得関連費用716百万円に関しては、そもそも当初のまいたけ工場建設計画段階で法律・環境面を考慮して投資の意思決定をする必要があったと考えられます。

また、費用処理の決定に際し、経営会議における十分な議論が行われておらず、コンプライアンスに対する意識も希薄であったと考えております。

(2) 土地取得に係る会計処理の問題点

土地取得関連費用は、当該取得資産にかかる支出であれば資産計上すること

ができますが、関連性のないものについては、費用処理する等、適切に会計処理をする必要がありました。

会計処理の段階で、経理部が土地取得に関わった総務部に対して、土地の取得原価の内訳についてチェックすべきでありましたが、この件に関しては適切なチェックを行うことなく、伝票入力作業に終始し、資産計上をしてしまいました。社内における会計処理に関するチェック機能が働いていなかったと考えております。

(3) 減損処理プロセスの問題点

① 減損会計に関する認識不足等

当社は、平成 18 年 3 月期の減損会計導入時において経理部で製造関連と営業関連のグルーピングを行いました。減損会計導入時は、経理部における専門的な知識の不足により、使用見込みがあるという事由だけで深く検討がなされないまま、日高工場及び日高配送センターは、全社の共用資産、西新宿 YM ビルは、営業関連の共用資産としてグルーピングを行い、減損処理不要と判断しておりました。当時は、遊休資産の判断基準が明確に定められていなかったために、遊休資産の判断及びグルーピングが必ずしも厳格ではなく、減損損失の回避が可能な状況を作り出してしまったと思われます。

② 減損判断について

a. 日高工場及び日高配送センター

日高工場は、まいたけの生産能力が限られているため平成 12 年 9 月に閉鎖し、日高配送センターも平成 14 年 10 月に閉鎖しました。

当社は、平成 18 年 3 月期から平成 21 年 3 月期までは、配送センターとして使用することを見込んでいたため、全社共有資産としてグルーピングしておりました。

その後、平成 24 年 11 月の取締役会において旧日高工場は、カット野菜工場の新設、旧日高配送センターは、カット野菜の配送センターとして活用する方針が決議されました。

当該資産の減損判定は、経理部が、将来計画の合理性、実行可能性及び投資回収効果を適切に判断する必要がありました。

また、取締役会においても将来計画の合理性等を審議し、適切にモニタリングを行う必要がありました。

b. 西新宿 YM ビル

西新宿 YM ビルは、平成 18 年度以降、営業拠点として使用する計画があり、平成 17 年 12 月に契約途中にもかかわらず、テナントと合意解約を行いました。営業員の配置計画もあり、東京営業グループとしてグルーピングをしておりました。

客観的に見れば、営業拠点としての使用開始が 1 年後であったこと、使用開始から半年程度で無人化状態となっていることについて、経理部に設備の利用状況、将来の利用計画の合理性・実行可能性及び追加投資の効果に関する具体的な方針（チェック項目）のもと、実態に即して遊休資産の判断をする必要がありました。

また、取締役会においても将来計画の合理性等を審議し、適切にモニタリングを行う必要がありました。

（４）広告宣伝費等に関する業務プロセスの問題点

広告宣伝プロジェクトに関しては、前社長をリーダーとして進めていたことから、稟議プロセスにおいて営業本部長等による契約書、作業内容、支払条件についての確認が形式的となっていました。

また、広告代理店との契約交渉から契約締結までのプロセスが担当者任せで行われ、上司であるマーケティング部長や営業本部長、その他業務担当者以外の者による交渉の途中経過の確認や契約締結の最終確認手続きがなされませんでした。その結果、営業担当者による、分割払いに伴う延払金利の営業管理費への表記の変更や、本来契約書に添付されるはずの内訳資料を隠ぺいする等の行為を可能とし、不適切な会計処理を見落とす結果となりました。

加えて、担当部署でイベント等実施に係る費用の進捗管理が十分に行われなかったため、イベント等の実施による役務提供と費用計上時期の差異を発見することができませんでした。

（５）コンプライアンスの問題点

① 創業者による重圧

当社は、上場以来、平成 23 年 3 月期まで黒字決算を維持しておりました。

黒字決算を維持することと業績向上に対する創業者の重圧とが重なり、利益を追求する行動になっていったのではないかと考えられます。

また、幹部や担当者は上場会社として、黒字決算を維持し続けなければならないという暗黙のプレッシャーから、適切な会計処理を行うという意識が低下していたと考えられます。

また、前社長は、創業家兼大株主としての立場もあったため、幹部や担当

者に対し、黒字決算を維持し続けなければならないという重圧をかけてしまい、会計処理に対する考え方に内部統制が働いていなかったと考えられます。

② 行動指針による影響

当社の行動指針である「私たちは出来ない理由を探しません！出来る理由を見つけます！私たちは妥協しません！許しません！」は、幹部や従業員にとって結果だけを求める意識が強くなり、幹部や従業員のコンプライアンス意識の低下や、リスク管理意識の希薄化を招いたと考えられます。

③ 監督・指示・報告体制の機能不全

当社の経営管理組織の基幹をなす管理職は、目標予算を追求するあまり、業績至上主義に走り、また都合の悪い報告をしない傾向にあったものと思われます。

社員教育及びコンプライアンス体制の浸透に向けた活動が疎かになり、監督、指示、報告といった一連の基本的な事項が組織的に運営されていない状態になっていたと思われます。

（６）取締役の業務執行の問題点

取締役は、代表取締役の業務執行を監督するとともに、自らも業務執行の一部を担う立場にありながら、前社長の意見に対し問題点を検討、協議することなく賛同したり、あるいは、前社長の意向に対して関係法令などを確認することなく計画を立案、実行させていることを見過ごしており、取締役の業務執行について認識不足でありました。

（７）職務権限規程等の不備

当社は、職務権限規程により、決裁権限が定められておりますが、職務権限規程及び業務分掌が曖昧で、恣意的な運用を容認する余地があったことから、社内における相互牽制機能が適切に機能せず、今回のような事態を招いてしまったと考えられます。

（８）執行役員制度のあり方

当社は、執行役員制度を導入していますが、取締役と兼任の執行役員がおり、執行役員の地位や権限が曖昧で、本来の経営監督責任と事業執行責任が機能していない面があると思われます。

(9) 監査役会の問題点

監査役会は、平成 24 年 4 月に前社長、取締役及び執行役員宛に監査役の所見として平成 24 年 3 月期の赤字になった原因等を踏まえた会社の問題点について、監査役会から書面による意見具申が行なわれました。その内容は、「コーポレートガバナンス」「組織運営問題」「資金繰り」「会計処理関係（今回の広告宣伝費の計上方法を含む）」「労務安全」でありました。

監査役会は、意見具申の内容について経営会議、取締役会の議題として取り上げ、十分検討してもらうまで提起すべきであったと思われます。取締役会に対する監査機能が十分に機能していなかったことが問題だと考えております。

(10) 内部監査の問題点

当社の内部監査室は、年初に内部監査計画を立案し、本社、営業所、生産センターに赴き、社内帳票による事後的な監査を中心に行ってまいりました。現在、弊社の内部監査室は、2 名体制となっております。

決裁金額の大きな稟議（契約金額の目安 1 億円）については、事後的に、稟議内容の契約内容・金額の妥当性、納入物や成果物の確認及び費用計上方法の妥当性の確認まで行う必要がありました。

内部監査体制と内部監査内容の見直しをする必要があると考えております。

(11) 内部通報制度の問題点

当社における内部通報制度は、社外の弁護士を窓口とした内部通報制度を整備しておりますが、通報手段をFAXや電子メールとしていたため、利便性が低くほとんど利用されていないことから、制度が有効に運用されていたとは言い難い状況であると認識しております。

2. 再発防止に向けた改善措置

今後の再発防止に向けて、発生原因の分析で明らかになった箇所は早急に各種規程含めて改善を図る所存です。同時に従業員のコンプライアンス意識向上も重要な課題であると認識しております。そのため、再発防止の最重要課題として全従業員を対象として「コンプライアンス意識の徹底」を行ってまいります。

(1) 業務プロセスの改善

① 設備投資に関する業務プロセス（不適正開示の発生原因の分析（1）、（2））

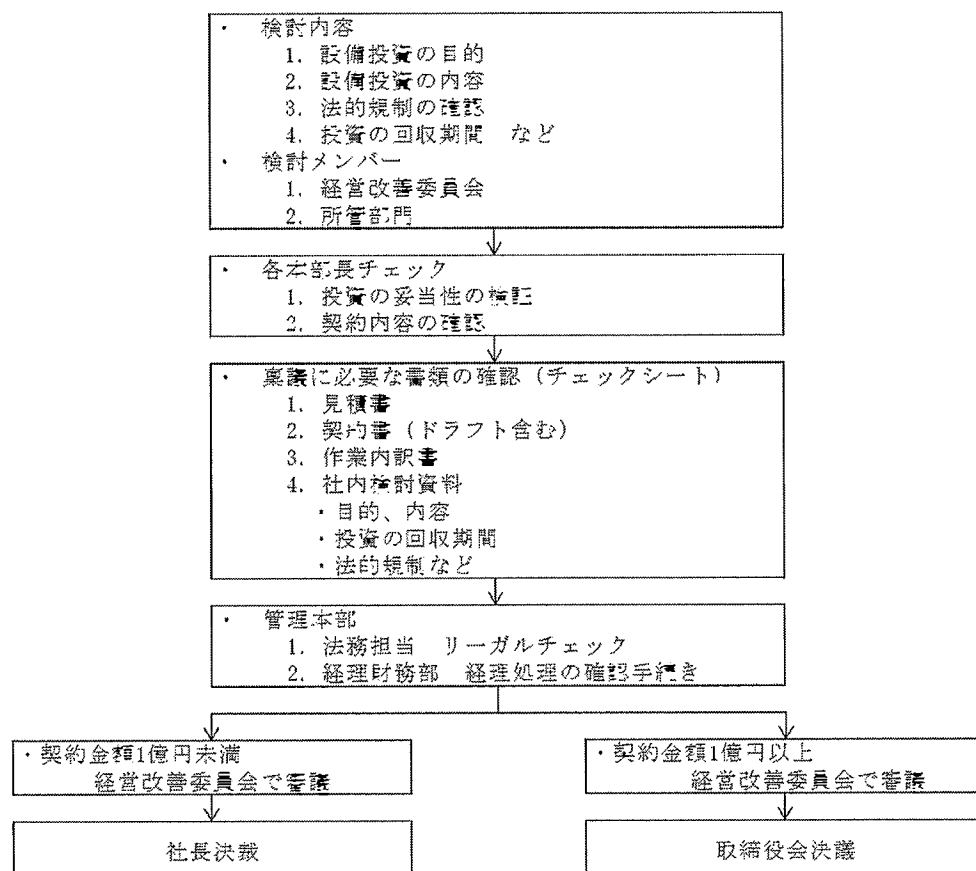
設備投資は、現在の職務権限規程で取締役会の決議は、「土地、建物、設備の取得及び賃貸借、補修、処分に関する事項は 3 億円以上、固定資産の除

売却が1億円以上」となっております。

今後は、設備投資金額の総額1億円以上の投資については、所管部門に加えて経営改善委員会（旧経営会議。平成25年3月期に名称変更。社長直轄の機関として、常勤の取締役で構成され、原則として週1回開催し、経営の抜本的改善策、その他経営に関する重要事項について審議する機関）も、設備投資の目的、内容、法的規制の確認、投資の回収期間などの妥当性の検証を行います。その後、所管部門がチェックリストを活用し稟議に必要な資料を取り揃え、経営改善委員会で改めて審議を行い、取締役会で決議するプロセスにいたします。

設備投資の契約総額が1億円未満の場合は、社長決裁となりますが、その場合においても経営改善委員会による審議を行うことといたします。また、契約書の締結に関しては、管理本部法務担当によるリーガルチェック及び経理財務部による経理処理の確認手続きを追加します。決裁権限の見直しにより、社長の決裁金額の下限金額を見直します。

■ 設備投資 フロー



② 広告宣伝費等のプロジェクト管理に関する業務プロセス（不適正開示の発生原因の分析（４））

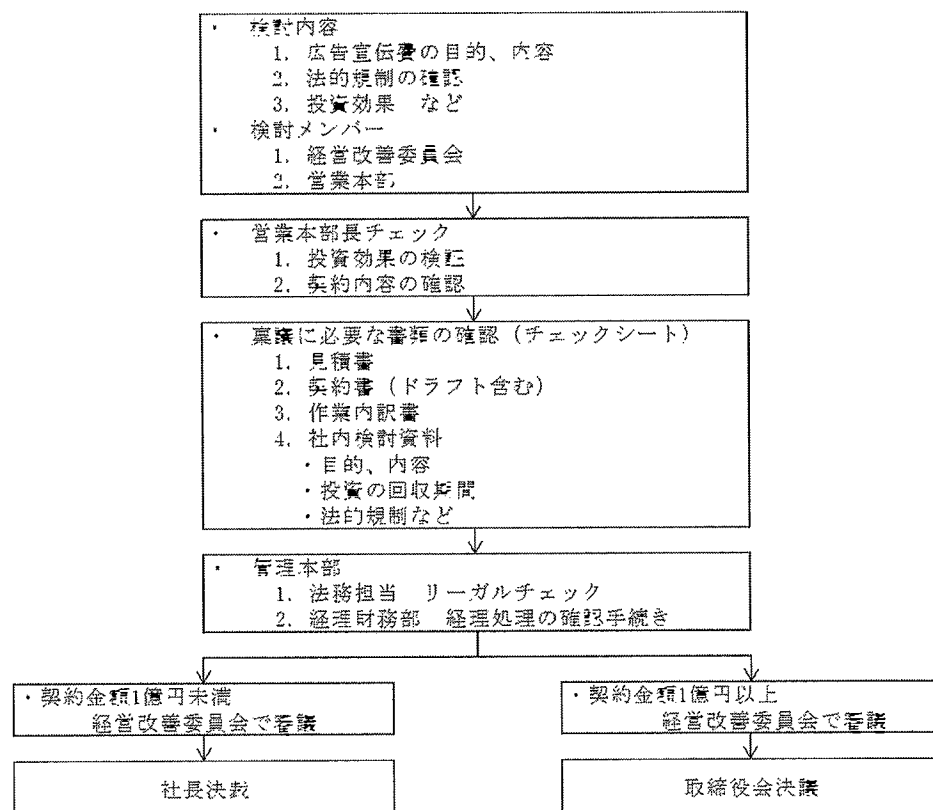
広告宣伝実施決定プロセスにおいて、広告代理店との最終商談は担当部長が同席するとともに、担当部長が本部長に進捗を報告することとします。また、一定金額以上（総額１億円以上）の実施予定案件については、所管する営業部門に加えて、経営改善委員会が、広告宣伝の目的、内容、法的規制の確認、投資効果などの検討を行います。その後、所管部門がチェックリストを活用し稟議に必要な資料を取り揃え、経営改善委員会が改めて審議を行い、取締役会で決議するプロセスにいたします。

広告宣伝の契約総額が１億円未満の場合は社長決裁となりますが、その場合においても、経営改善委員会による審議を行うこととします。

また、広告代理店との契約書締結に関しては、管理本部法務担当によるリーガルチェック及び経理財務部による経理処理の確認手続きを追加します。

なお、広告宣伝費以外の費用処理に関する業務プロセスについても、同様の対応を行うべく、検討を進めていきます。決裁権限の見直しにより、社長の決裁金額の下限金額を見直します。

■ 広告宣伝費等 フロー



③ 会計処理に対するチェック機能(不適正開示の発生原因の分析(2)、(4))

土地取得に係る会計処理段階での経理部によるチェック機能が働かなかったことを踏まえ、設備投資や広告宣伝等のプロジェクトについて経理部が所管部門から四半期ごとに報告を受け、都度、以下の観点から資料での確認、適切な者への照会、必要に応じた現物のチェックを行った上で会計処理を行うこととします。また、運用に係るマニュアルにもその旨を記載し、整備します。

- a. スケジュール通りに作業が実施されているか
- b. 予算が適切に使われているか
- c. 適切に会計処理を行っているか

なお、上記経理部のチェック作業の有効性は、事後的に内部監査により検証されることとなります。

(2) 遊休資産判定プロセスの見直し(不適正開示の発生原因の分析(3))

① 減損の専門知識の習得

経理部は、減損会計の知識の習得を行うために監査法人主催のセミナーに参加し、知識や判断方法について習得をしていきます。

② 遊休資産判定プロセスの見直し

従来は、減損処理に関して、経理部が減損の判定を年1回、減損評価シートにより行い、四半期では使用範囲や使用用途、割引前キャッシュ・フローについて、著しい変化がないことを確認の上、稟議書で承認を得ていましたが、今後、四半期ごとに減損会計に係るプロセスに関しては、減損評価シートに下記の項目を追加し、経理部が遊休資産であるかどうかの確認作業を行い、判定の結果を経営改善委員会で審議し、取締役会で決議することとします。

遊休資産の判定時の減損評価シート追加項目

利用計画がある	計画の合理性 計画の実行可能性 予算、見積費用、投資回収 導入効果
既に利用している	利用人数、回数 稼働率(生産数量、稼働時間など)

(3) コンプライアンス経営の推進

① 経営者の交代及び行動基準の改訂（不適正開示の発生原因の分析（5）①、②）

大平前代表取締役社長は、今回の経営責任をとり、平成25年11月22日に代表取締役社長を退任し、経営の一線から退きました。取締役会、経営改善委員会への参加はせず、顧問としてきのか栽培に関する栽培技術に専念し、期間は、平成26年3月末までとなっております。

現在、星名代表取締役社長の新体制となり、今までの行動基準である「私たちは出来ない理由を探しません！出来る理由を見つけます！私たちは妥協しません！許しません！」は、平成26年2月までに改訂を行い、平成26年3月に社内に発表を行い、周知徹底をしていきます。改訂の方向としては、下記を考えております。

a. 会社の方向性

（従業員を大切にする企業、法令遵守、堅実な経営）

b. どの従業員が読んでもわかるような表現にする

c. 具体的な事例を入れる

② オーナーシップの問題（不適正開示の発生原因の分析（5）①）

当社は、創業家兼大株主の影響を受けないようにするため、適度な出資割合まで引き下げていく方向で交渉を行っていきます。

③ コンプライアンス委員会の設置（不適正開示の発生原因の分析（5）②、③）

社内のコンプライアンスの浸透に向け、社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する社外の専門家を招聘し、コンプライアンス体制の強化を図っていきます。コンプライアンス委員会は、平成25年12月末までに設置し、月1回委員会を開催し、業務マニュアルの遵守やパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントへの適切な対応等、法令遵守等の定期的なモニタリングを実施していきます。

また、コンプライアンス委員会を中心に幹部・従業員向けのコンプライアンスに関連するマニュアル等を作成し、コンプライアンスの周知徹底と意識の向上を目的とした社内教育を充実させます。

取締役等の幹部は、コンプライアンス委員会のメンバーを講師とした研修を月1回開催していきます。上記以外の従業員は、3か月に1回のコンプライアンス研修を実施していきます。

(4) 各種規程の見直し（不適正開示の発生原因の分析（7））

職務権限関連規程の見直し他、業務分掌規程の見直し及び稟議プロセスの見直しを行い、内部統制の強化も同時に図っていきます。

社内規程及び関連業務手順に関する社内説明会は、平成26年3月に従業員向けに実施し、内容の理解と規程の遵守を徹底させていきます。その後、社内規程及び関連業務手順の改訂がある度に社内説明会を行っていきます。

(5) 取締役会及び監査役会の更なる活性化

① 取締役会の業務執行の活性化（不適正開示の発生原因の分析（6））

取締役会の活性化に向け、会計の専門家、法律の専門家を社外取締役に関1名以上の増員を図るために、来期の平成26年6月の定時株主総会までに人選を行い、取締役会の監督機能の強化と活性化を図っていきます。

また、新たに取締役に就任する予定者が決まり次第、アドバイザーとして、取締役にオブザーバーとして出席していただく予定です。

また、取締役会規程を1億円以上の設備投資及び広告宣伝費等の契約については、取締役会決議とする見直しも平成26年3月までに実施していきます。

② 監査役会機能の強化（不適正開示の発生原因の分析（9））

監査役会機能を強化するため、会計やコンプライアンスの専門知識の豊富な社外監査役1名以上の増員を図るために、平成26年6月の定時株主総会までに人選を行い、監査役会の機能の強化を図っていきます。

今まで以上に監査役会と内部監査室との連携を週1回の会議で状況を確認しながら、監査の範囲や頻度の拡充を図っていきます。監査役会として、会計処理及びコンプライアンス等に対する意見具申を行った際は、経営改善委員会、取締役会の議題として取り上げ、検討してもらうまで提起することとします。

(6) 内部監査機能の強化（不適正開示の発生原因の分析（10））

社内のチェック機能強化に向け、内部監査体制の充実を図っていきます。

社内から会計に関する専門性を持った人材のうち2名を入替、（金融機関出身者など）するとともにコンプライアンス等の専門性を持った外部人材をアドバイザーとして活用していきます。決裁金額の大きな稟議（契約金額の目安1億円）については、事後的に契約内容、納品物や成果物及び費用計上が適切に行われているかをチェックしていきます。

(7) 執行役員制度の見直し（不適正開示の発生原因の分析（8））

執行役員は、経営監督責任と事業執行責任を兼務していたことで、今回の不適切な会計処理に関する経営監督責任の一部が機能していなかったと考えております。なお、執行役員制度について平成 26 年 2 月までに見直しを行い、平成 26 年 3 月末までに執行役員制度の本来の目的である経営監督責任と事業執行責任を明確にする方向で改訂を行い、コーポレートガバナンスの強化を図っていきます。

(8) 内部通報制度の周知徹底（不適正開示の発生原因の分析（11））

当社における内部通報制度は、周知徹底がなされていなかったため、利用頻度が非常に低い状態にあります。今後、全従業員に対し、社内報や社内掲示板、コンプライアンス研修の中で内部通報制度の事例、運用方法の内容を取り入れ、社内における法令違反及び不正行為の事例やこれらを見つけた時の通報先（顧問弁護士、管理本部）を周知徹底することで法令違反及び不正行為を未然に防ぎ、あるいは、早期に発見して是正することでコンプライアンスの強化を図っていきます。

(9) 改善措置の実施スケジュール

今後実施する改善策については、「(別紙 2) 改善措置の実施スケジュール」をご参照ください。

Ⅲ. 不適正な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

この度の当社の不適切な会計処理によって、過去に開示した過年度の決算公表数値を訂正することとなり、株主、投資家並びに関係者各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけするとともに、株式市場の信頼を損ねる結果となったことについて、上場企業として重大な責任があると反省し、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、かかる事態を真摯に受け止め、今後、二度とこのような不適正な情報開示を行うことのないように、再発防止策をグループ一丸となって確実に実行し、関係各位及び証券市場の信頼回復に鋭意努力してまいります。

以 上

(別紙1) 訂正による過年度業績への影響

1. 第26期(平成21年3月期)の影響額

(単位:百万円)

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
平成21年3月期 第2四半期 累計期間	売上高	10,090	10,090	—
	営業損失(△)	△1,402	△1,401	0
	経常損失(△)	△1,736	△1,736	0
	四半期純損失(△)	△1,123	△1,126	△2
	総資産	34,894	33,738	△1,155
	純資産	4,869	3,713	△1,155
平成21年3月期 第3四半期 累計期間	売上高	19,139	19,139	—
	営業利益	648	649	1
	経常利益	67	68	0
	四半期純損失(△)	△67	△69	△2
	総資産	35,462	34,306	△1,155
	純資産	5,653	4,498	△1,155
平成21年3月期 通期	売上高	25,632	25,632	—
	営業利益	1,299	1,301	1
	経常利益	535	536	0
	当期純利益	143	141	△2
	総資産	31,605	30,450	△1,155
	純資産	5,811	4,656	△1,155

2. 第27期（平成22年3月期）の影響額

（単位：百万円）

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
平成22年3月期 第1四半期	売上高	4,588	4,588	—
	営業損失(△)	△500	△499	0
	経常損失(△)	△671	△671	0
	四半期純損失(△)	△414	△416	△1
	総資産	32,565	31,409	△1,156
	純資産	5,061	3,904	△1,156
平成22年3月期 第2四半期 累計期間	売上高	9,806	9,806	—
	営業損失(△)	△512	△511	0
	経常損失(△)	△897	△897	0
	四半期純損失(△)	△537	△538	△1
	総資産	35,632	34,475	△1,156
	純資産	5,005	3,849	△1,156
平成22年3月期 第3四半期 累計期間	売上高	18,613	18,613	—
	営業利益	1,546	1,547	1
	経常利益	1,022	1,023	0
	四半期純利益	589	588	△0
	総資産	34,738	33,582	△1,156
	純資産	6,193	5,037	△1,156
平成22年3月期 通期	売上高	26,140	26,140	—
	営業利益	2,699	2,701	1
	経常利益	2,004	2,005	0
	当期純利益	1,143	1,143	△0
	総資産	33,239	32,083	△1,155
	純資産	7,474	6,318	△1,155

3. 第28期（平成23年3月期）の影響額

（単位：百万円）

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
平成23年3月期 第1四半期	売上高	5,308	5,308	—
	営業損失(△)	△310	△310	0
	経常損失(△)	△467	△466	0
	四半期純損失(△)	△244	△250	△6
	総資産	32,860	31,698	△1,162
	純資産	6,419	5,257	△1,162
平成23年3月期 第2四半期 累計期間	売上高	11,397	11,397	—
	営業損失(△)	△317	△316	1
	経常損失(△)	△690	△690	0
	四半期純損失(△)	△403	△408	△5
	総資産	35,540	34,378	△1,161
	純資産	6,319	5,158	△1,161
平成23年3月期 第3四半期 累計期間	売上高	20,075	20,075	—
	営業利益	1,495	1,496	1
	経常利益	1,001	1,001	0
	四半期純利益	685	679	△5
	総資産	38,307	37,145	△1,161
	純資産	7,145	5,984	△1,161
平成23年3月期 通期	売上高	26,520	26,520	—
	営業利益	1,488	1,490	2
	経常利益	906	907	0
	当期純利益	700	692	△8
	総資産	39,160	38,001	△1,158
	純資産	7,081	5,917	△1,164

4. 第29期（平成24年3月期）の影響額

（単位：百万円）

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
平成24年3月期 第1四半期	売上高	4,998	4,998	—
	営業損失(△)	△1,686	△1,686	0
	経常損失(△)	△1,853	△1,853	0
	四半期純損失(△)	△1,091	△1,097	△6
	総資産	39,309	38,144	△1,164
	純資産	5,667	4,497	△1,170
平成24年3月期 第2四半期 累計期間	売上高	10,235	10,235	—
	営業損失(△)	△2,821	△3,106	△284
	経常損失(△)	△3,215	△3,500	△284
	四半期純損失(△)	△1,869	△2,046	△176
	総資産	42,046	40,996	△1,050
	純資産	4,840	3,499	△1,340
平成24年3月期 第3四半期 累計期間	売上高	18,626	18,626	—
	営業損失(△)	△2,215	△2,689	△474
	経常損失(△)	△2,813	△3,288	△475
	四半期純損失(△)	△1,602	△1,892	△290
	総資産	42,145	41,172	△973
	純資産	4,722	3,268	△1,454
平成24年3月期 通期	売上高	26,042	26,042	—
	営業損失(△)	△2,407	△2,917	△509
	経常損失(△)	△3,247	△3,757	△510
	当期純損失(△)	△2,171	△2,504	△332
	総資産	40,484	39,503	△980
	純資産	4,169	2,672	△1,496

5. 第30期（平成25年3月期）の影響額

（単位：百万円）

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
平成25年3月期 第1四半期	売上高	5,210	5,210	—
	営業損失(△)	△1,207	△1,152	54
	経常損失(△)	△1,416	△1,362	54
	四半期純損失(△)	△851	△824	27
	総資産	40,570	39,563	△1,006
	純資産	3,213	1,744	△1,468
平成25年3月期 第2四半期 累計期間	売上高	10,463	10,463	—
	営業損失(△)	△2,078	△1,962	115
	経常損失(△)	△2,536	△2,420	115
	四半期純損失(△)	△1,537	△1,471	66
	総資産	41,653	40,624	△1,029
	純資産	2,518	1,087	△1,430
平成25年3月期 第3四半期 累計期間	売上高	19,379	19,379	—
	営業損失(△)	△768	△580	187
	経常損失(△)	△1,452	△1,264	187
	四半期純損失(△)	△1,547	△1,436	111
	総資産	40,532	39,471	△1,061
	純資産	2,477	1,091	△1,385
平成25年3月期 通期	売上高	26,509	26,509	—
	営業損失(△)	△471	△211	259
	経常損失(△)	△1,384	△1,124	259
	当期純損失(△)	△1,959	△1,795	164
	総資産	39,495	38,415	△1,080
	純資産	2,243	910	△1,332

6. 第31期（平成26年3月期）の影響額

（単位：百万円）

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額
平 26 年 3 月 期 第 1 四 半 期	売 上 高	5,472	5,472	—
	営 業 損 失 (△)	△808	△736	71
	経 常 損 失 (△)	△955	△883	71
	四半期純損失(△)	△614	△571	42
	総 資 産	38,962	37,853	△1,109
	純 資 産	1,737	447	△1,289

(別紙2) 改善措置の実施スケジュール

項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
(1) 業務プロセスの改善								
①設備投資等に関する業務プロセス 設備投資等の裏書の見直し、改訂	見直し	→★	改訂	→★	運用開始			→
②広告宣伝費等に関する業務プロセス 広告宣伝費等のプロジェクト管理方法の見直し、改訂	見直し	→★	改訂	→★	運用開始			→
③会計処理に対するチェック機能 会計処理に対するチェック機能の見直し、改訂	見直し	→★	改訂	→★	運用開始			→
(2) 遊休資産判定のプロセスの見直し								
①減損の専門知識の習得	セミナー等に参加							→
②遊休資産判定プロセスの見直し	見直し	→★	改訂	→★	運用開始			→
(3) コンプライアンス経営の推進								
①経営者の交代	11/22に交代							
②オーナーシップの問題	検討							→
③コンプライアンス委員会の設置		委員会設置	★	★	★	★	★	★
				★	★	★	★	★
(4) 各種規程の見直し								
各種規程の見直し	見直し	→★	改訂	→★				
(5) 取締役会及び監査役会の更なる活性化								
①取締役会の業務執行の活性化		候補者の人選			→★	オブザーバー		株主総会
②監査役会機能の強化		候補者の人選			→★	オブザーバー		株主総会
(6) 内部監査機能の強化	体制見直し	→★	運用					→
(7) 執行役員制度の見直し								
執行役員規程の見直し	見直し			→★	改訂	運用開始		→
(8) 内部通報制度の周知徹底								
内部通報制度の見直し	見直し	→	周知徹底	★	★			★